



ホテルベルセルバ

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

宿泊契約のお申し込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただけます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) a. 申し込み者名及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と定める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときには、この限りではありません。
- 2 前事項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申し込み金の支払い期日を指定するのに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申し込み金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申し込み金支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室に余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令に規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(千葉県旅館業法施行条例15条)

宿泊客の契約解除権

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条2項の規定により当ホテルが申し込み金を支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテル第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるのに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊契約により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又は同行

- 為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、泥酔等により、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(千葉県旅館業法施行条例 15 条)
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供をうけていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのレセプションにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) 同伴者の氏名
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午後 3 時以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。
- 2 当ホテルは前項の規定にもかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 午後 3 時までは客室料金の 30%
 - (2) 午後 6 時までは客室料金の 50%
 - (3) 午後 6 時以降は客室料金の 100%

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

施設の案内

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業内容は、各所の表示、サービスホットラインでご案内いたします。
- 2 施設等の営業案内は、必要やむを得ない場合、予告なく変更することがあります。

料金の支払

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表 I に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、レセプションにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

- 第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設が斡旋できないときは、解約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責に帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

寄託物の取り扱い

- 第15条 宿泊客がレセプションにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてレセプションにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。ただし、宿泊客から、あらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だつて当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がレセプションにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 3 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

駐車 の 責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊者の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金(基本宿泊料<室料>)
	追加料金(飲食料及びその他の利用料金)
	税金(消費税)

備考 1.基本宿泊料は客室料金表によります。24.4.1 現在 1泊1名あたり 5,000 円
2.税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表2 違約金 (第6条2項関係)

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数				
		不 泊	当 日	前 日	2日から 7日前	8日から 14日前
個 人	14名まで	100%	100%	80%	50%	20%
団 体	15名以上	100%	100%	80%	50%	30%

- (注意) 1.%は基本宿泊料に対する違約金の比率を示します。
2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3.団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全で快適なご滞在をお楽しみいただくために、宿泊約款第 10 条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この利用規約をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。またこの利用規約を守れないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

- 1 下記の物品は、他のお客様への迷惑となりますのでお持ちにならないでください。
 - イ) 動物、鳥類、ペットの類(サービスドッグ<身体障害者補助犬>は除きます)
 - ロ) 悪臭または騒音を発するもの
 - ハ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
- 2 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
- 3 客室を宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
- 4 未成年者のみの宿泊はとくに保護者の許可のない限りお断り申し上げます。
- 5 ホテル内および敷地内で広告物の配布や物品の販売をしないでください。
- 6 賭博や風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑のかかるような行為はなさないでください。
- 7 高声や放歌、またテレビやラジオの音量を大きくするなど、他のお客様に迷惑のかかるような行為はなさないでください。
- 8 ホテル外からの飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないでください。
- 9 館内外の諸施設や備品を他の場所に移動したり、加工したりしないでください。汚損、破損、紛失については実費を申し受けます。
- 10 客室内や敷地内で許可なく営業上の目的で写真やビデオの撮影はなさないでください。
- 11 ご滞在中に客室から出られるときは施錠をご確認ください。ご在室中やご就寝時には、ドアの掛け金をお掛けください。不審者の来訪には不注意に開扉なさないようご注意ください。
- 12 午後 10 時以降のご来客と客室内でのご面会のご遠慮願います。
- 13 宿泊約款第 3 条により登録された宿泊客(同伴者を含む)以外のご来客を宿泊させることはお断り申し上げます。
- 14 客室内での暖房用、炊事用などの熱を発する器具等をご使用にならないでください。
- 15 ベッドの中など火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。その他火災の原因となるような行為はなさないでください。
- 16 万一に備え、客室入口の避難経路図および各階の非常口をご確認ください。
- 17 ご滞在中の現金、貴重品の保管には、レセプションの貸金庫をご利用いただくようお願い申し上げます。上記の手続きをおとりにならず万一客室内で紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
- 18 お忘れ物は発見した日から一定期間当ホテルにて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。
- 19 ご滞在中、レセプションから勘定書きの提示がございましたら、そのつどレセプションでのご精算をお願い申し上げます。
- 20 お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代お荷物送料などの立て替えはお断りさせていただきます。
- 21 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。
- 22 従業員へのお心づけはご辞退申し上げます。